

広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十三号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税に関する規定を改正し、その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日。ただし、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令に係る改正規定は平成二十二年六月一日、徴収整理票に係る改正規定は平成二十三年二月一日